

平成29年度 京都市民間緊急一時保護施設補助金申請団体募集要領



女性に対する暴力根絶
のためのシンボルマーク



犯罪被害者等支援
シンボルマーク

京都市文化市民局共同参画社会推進部
男女共同参画推進課

電話075-222-3091

FAX075-222-3223

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488

京都市文化市民局くらし安全推進部
くらし安全推進課

電話075-222-3193

FAX075-213-5539

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵美須町427
京都朝日会館4階

〔I〕概要

この募集は、京都市民間緊急一時保護施設補助金交付要綱に基づき、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2項に規定するDV被害者及びその家族、又は、「京都市犯罪被害者等支援条例」第2条第2号に規定する犯罪被害者等（以下「被害者」という。）を保護するための民間緊急一時保護施設（以下「民間シェルター」という。）を運営する事業を行う団体に対し、民間シェルターの家賃に要する費用の全部又は一部を補助することを目的に行います。

1 対象となる民間シェルター

この募集の対象となる民間シェルターとは、次に掲げる要件を満たす施設です。

なお、補助は、家賃対象のため、家賃を第三者に支払う必要がない場合は対象外です。

- (1) 民間団体によって運営されていること。
- (2) 被害者を緊急一時的に避難させ、かつ、一定期間入所させることができる居室を有すること。
- (3) 居室は、1世帯につき1室以上であること。
- (4) 居室の面積は、概ね1人につき3.3㎡以上であること。
- (5) その他市長が必要と認める設備を有すること。

2 申請できる団体

次に掲げる要件を満たす団体が申請できます。

- (1) 本市の区域内に民間シェルター及び主たる事務所を有すること。
- (2) 被害者からの相談や被害者の保護に実績があり、民間シェルター又はこれに類する施設を概ね1年以上運営していること。
- (3) 営利を目的としないこと。

3 補助額

申請団体の中から、市長が適当と認める団体に対し、予算の範囲内で交付します。

1 団体につき民間シェルターの区分に応じて上限があります。

受入可能世帯数1世帯の場合	月額 5万円以内
受入可能世帯数2世帯の場合	月額10万円以内
受入可能世帯数3世帯以上の場合	月額15万円以内

なお、適当と認める団体が複数ある場合は、予算の範囲内で各団体に配分します。

<被害者の受入れに伴う加算措置について>

所定の手続により被害者の保護を行った場合、別途、京都市民間緊急一時保護施設における犯罪被害者等支援活動事業補助金交付要綱に基づき、受入れに伴う加算措置を受けられる場合があります。

●加算額：1室当たり1日につき2,000円

4 補助金の対象期間・交付時期

補助金の対象は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に係る家賃とし、原則として、事業完了後の平成30年4月に交付します。ただし、特に必要があると認められるときは、事業の完了前に交付予定額の一部を概算払します。

5 報告、検査、追加書類の提出等

補助金の交付決定を受けた団体に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、又は指示することがあります。

また、被害者の受入に伴う加算措置を受けようとする場合、交付決定を受けた団体は、平成29年6月末までに、別途、被害者の受入に伴う加算措置を受けるために必要な書類をくらし安全推進課へ提出しなければなりません。

〔Ⅱ〕申請方法等

募集期間中に、申請書類を男女共同参画推進課へ提出してください。

1 募集期間

平成29年4月3日（月）から平成29年5月1日（月）まで（土曜・日曜、祝日を除く。）

- (1) 申請書類は、持参、又は郵送してください。
- (2) 郵送による申請書類の提出は、消印有効とします。

2 申請書類

(1) 京都市民間緊急一時保護施設補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付してください。

<添付書類>

- ア 収支予算書
- イ 事業計画書
- ウ 団体の規約及び役員名簿
- エ 団体の活動実績に関する資料
- オ 家賃に係る契約書等の写し
- カ 民間シェルターの居室の仕様に関する資料

(2) 各様式については、任意書式としますが、新たに作成する場合はA4判（縦向き）で作成してください。

3 特記事項

- (1) 申請書類はお返ししません。
- (2) 申請内容について、必要に応じて関係者等に事実内容の照会確認を行う場合があります。申請により、関係者等からの情報提供について、包括的な同意があったものとしします。
- (3) 申請内容については、本市以外の第三者を加えた民間緊急一時保護施設への補助金の交付に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）において開示されることに同意があったものとしします。

〔Ⅲ〕交付決定・交付手続等

申請に基づき審査を行い、結果は文書で通知します。審査に当たっては、専門家会議の意見を参考として、市長が決定します。

1 審査

(1) 実地調査・ヒアリング

担当者が実地調査を行います。また、必要に応じて、改めてヒアリングを行うことがあります。

(2) 専門家会議

本市職員のほか、関係機関等から選任する委員で構成される専門家会議を開催し、意見を聞きます。なお、専門家会議は非公開で開催し、委員名についても、委員への不当な働き掛け等の未然防止のため、非公表とします。

- 2 交付の決定
平成29年5月末までに通知する予定です。
交付が適当と認める団体については、交付予定額及び交付の条件を通知します。
- 3 概算払
特に必要があると認めるときは、事業の完了前に、交付予定額の一部について概算払を受け
ることができますので、必要な場合は、事前に担当者まで御相談いただき、京都市民間緊急一
時保護施設補助金概算払請求書（様式第3号）を提出してください。

〔IV〕実績報告等

- 1 報告等
補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、指示することがあります。
- 2 実績報告
京都市民間緊急一時保護施設事業実績報告(様式第2号)に次の書類を添付してください。
 - (1) 収支決算書
 - (2) 算定基礎となった施設の家賃を支払ったことを証する書類
 - (3) 利用実績が分かる書類また、被害者の受入れに伴う加算措置を受けようとする場合は、別途、必要な書類をくらし
安全推進課に提出していただく必要があります。
- 3 交付額の確定
御提出いただいた実績報告に係る書類を基に交付額を確定し、書面により通知します。
- 4 申請事項の変更
申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、事前に男女共同参画推
進課（被害者の受入れに伴う加算措置に関する書類については、くらし安全推進課）へ報告し
てください。承認を受けずに変更することはできません。
- 5 交付決定取消し等
次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付予定額若しくは交付
額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
 - (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - (4) 京都市民間緊急一時保護施設補助金交付要綱の規定に違反したとき。

〔V〕備考

この募集要領は、京都市民間緊急一時保護施設補助金交付要綱を基に、その施行に必要な事
項等を加え、募集から交付までの流れを説明したものです。要綱の全文については、男女共同
参画推進課及びくらし安全推進課のホームページで公開しています。

申請方法その他、御不明の点は、男女共同参画推進課又はくらし安全推進課へお気軽にお問
い合わせください。